

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年6月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300399 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400019 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 26 年 7 月 18 日、同年 12 月 12 日、平成 27 年 12 月 12 日及び平成 29 年 7 月 15 日の標準賞与額を 23 万円に、同年 12 月 20 日の標準賞与額を 22 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 18 日、同年 12 月 12 日、平成 27 年 12 月 12 日、平成 29 年 7 月 15 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 18 日、同年 12 月 12 日、平成 27 年 12 月 12 日、平成 29 年 7 月 15 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 29 年 12 月 20 日の標準賞与額を上記 1 の訂正後の標準賞与額から 23 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 20 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 7 月
④ 平成 19 年 12 月
⑤ 平成 20 年 7 月
⑥ 平成 20 年 12 月
⑦ 平成 21 年 7 月

- ⑧ 平成 21 年 12 月
- ⑨ 平成 22 年 7 月
- ⑩ 平成 22 年 12 月
- ⑪ 平成 23 年 12 月
- ⑫ 平成 26 年 7 月
- ⑬ 平成 26 年 12 月
- ⑭ 平成 27 年 12 月
- ⑮ 平成 29 年 7 月
- ⑯ 平成 29 年 12 月

請求期間①から⑯までにおいてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑫から⑯までについて、事業主から提出された平成 26 年分、平成 27 年分及び平成 29 年分の給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに請求者から提出された明細書から判断すると、請求者は、平成 26 年 7 月 18 日、同年 12 月 12 日、平成 27 年 12 月 12 日、平成 29 年 7 月 15 日及び同年 12 月 20 日に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑫から⑯までに係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間⑫から⑮までは 23 万円、請求期間⑯は 22 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑫から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑯について、前述の源泉徴収簿により、請求者はA社から平成 29 年 12 月 20 日に 23 万円の賞与を支給されたことが確認できることから、上記 1 の訂正後の標準賞与額を 23 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①から⑩までについては、A社から賃金台帳等の賞与の支給額、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られないほか、請求者についても当該期間に係る賞与明細書を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑩までにおける厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①から⑩までにおける標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300436 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400020 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 19 年 1 月 1 日から平成 18 年 11 月 21 日に訂正し、同年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 18 年 11 月 21 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 11 月 21 日から平成 19 年 1 月 1 日まで

A 社に正社員として平成 18 年 11 月 21 日から勤務し、厚生年金保険料を控除されていたが年金記録に反映されていないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の回答及び陳述並びに事業主から提出された人事システムのハードコピー及び賃金台帳により、請求者は請求期間において A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、賃金台帳によると、当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が A 社において厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないものの、前述のとおり被保険者資格要件を満たしていたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成 18

年 11 月 21 日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び日本年金機構の回答から 17 万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300366号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400004号

第1 結論

平成21年1月から平成23年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年1月から平成23年1月まで

入籍した平成23年2月頃、国民年金保険料の督促状が届き、保険料を支払っていないことに気づいたことから、同月に実家近くのコンビニエンスストア(A社B店)で約40万円の保険料を納付したはずなのに、請求期間の年金記録が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成23年2月頃、A社B店において請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする当時、専業主婦だったとしているところ、C町は、請求者は夫の控除対象配偶者で平成23年分の収入額は215,600円(給与収入)、社会保険料はない旨回答、陳述している上、夫の平成23年度給与所得の源泉徴収票において国民年金保険料等の欄は空欄となっており、同票の社会保険料額は同町回答の社会保険料額と同額であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、年金事務所は請求期間より後の平成24年11月12日に納付書を作成した旨の記録が確認できる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料はA社B店で納付した旨陳述していることから、コンビニエンスストア各店舗における納付情報を取りまとめるコンビニエンスストア本部に保険料納付状況を確認する必要があるところ、コンビニエンスストア本部に照会を行う際は、請求者が保険料を納付したと主張する期間、納付時期、納付した店舗名及び日本年金機構が保管している納付書のバーコード情報が必要であるが、日本年金機構は、バーコード情報の保存は過去3年度分までであり、日本年金機構の「*」によると、コンビニエンスストア本部における保険料の領収(納付受託)済通知書の保存も過去3年度とする旨記載されているこ

とから、請求期間に係る保険料納付の有無について確認することは困難である旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の領収書は保管しておらず、ほかに請求者が請求期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。